

大和市優良工事表彰要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が発注した建設工事（以下「工事」という。）の適正な施工及び技術の向上を図ることを目的として、成績優秀な工事を施工した受注者を表彰することについて、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の方法)

第2条 表彰は、市長が行い、表彰状を授与する。

2 表彰には記念品を添えることができる。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる工事は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 市が発注し、表彰を行う年度の前年度に完成検査が完了したもの

(2) 当初設計金額が130万円を超えるもの

(表彰の基準)

第4条 表彰は、前条に規定する工事であって、大和市請負工事等検査規程（平成19年大和市訓令第25号）第15条第3項に規定する工事検査採点表の評定点計から「7. 法令遵守等」の点を減じた点（以下「評定点」という）が上位5%に相当する工事に対して行うものとし、前条各号のいずれにも該当する全ての工事の件数に0.05を乗じた数（小数点以下第1位は切り上げ。）を表彰する工事件数とする。ただし、評定点が同一の2以上の工事について、その全てを表彰することによって表彰する工事件数を超える場合にあっては、その全てを表彰するものとする。

2 評定点が上位5%に相当する工事が5件に満たない場合にあっては、評定点が上位の工事から順に5件の工事を表彰する。

3 前2項の場合において、評定点が80点未満の工事は表彰しない。

(欠格事項)

第5条 前2条の規定にかかわらず表彰を行う年度の前年度又は表彰までの間に、次の各号のいずれかに該当する受注者による工事は、これを表彰しない。

(1) 大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領の規定により停止措置となった者

(2) 評定点が65点未満の工事を施工した者

(審査)

第6条 表彰についての審査は、検査主管の課長（以下「検査主管課長」）が行うものとする。

(被表彰者の決定)

第7条 被表彰者は、検査主管課長の審査結果に基づき、市長が決定する。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、毎年1回とし、原則として10月末までに行う。

(庶務)

第9条 表彰に関する庶務は、検査主管の課において行うものとする。

(実施規定)

第10条 この要領の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。